

京都市立芸術大学名誉教授称号授与規程

(平成24年4月1日理事長決定)

第1条 京都市立芸術大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号は、学校教育法第106条の規定に基づき、この規程の定めるところにより授与する。

第2条 名誉教授は、次の各号の一つに該当する者のうちから選考する。

- (1) 本学の教員として15年以上勤続し、かつ、教育上又は学術上の功績があつて、本学を退職した者
- (2) 前号に定める勤務年数には達しないが、本学の教員として教育上又は学術上の功績が特に顕著であつて、本学を退職した者
- (3) 本学の学長として特に功績があつて、本学を退職した者

第3条 前条に定める勤務年数については、本学の教授として勤務した年数はその年数を、准教授として勤務した年数はその10分の9を、講師として勤務した年数はその10分の8を通算し算出する。

第4条 第2条第1号又は第2号の該当者があるときは、所属学部長は教授会の同意を得て学長に内申しなければならない。

第5条 学長は、教育研究審議会の意見を聴いて、名誉教授の称号授与を決定する。

第6条 名誉教授の称号授与の時期は、授与対象者が、退職後に65歳に達したときは、65歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日とし、65歳に達した日以後に退職したときは、退職の日の翌日以後における最初の4月1日とする。

第7条 名誉教授の称号の辞令様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、学長は、平成24年3月31日以前に、京都市立芸術大学名誉教授称号授与規程（昭和44年4月1日決定。以下「旧規程」という。）第6条により、評議員の賛成を得た者については、名誉教授の称号授与を決定することができる。

3 この規程の施行の日前に、旧規程により名誉教授の称号を授与された者は、この規程

により授与された者とみなす。

別記様式

第 号

(氏 名)

年 月 日生

京都市立芸術大学名誉教授の称号を授与する

年 月 日

京都市立芸術大学

印